

排出量取引説明会2025（新規担当者向け）
取引事例とよくある質問
～第3計画期間の義務履行に向けて～



2025年6月
東京都環境局

【説明項目】

1. 排出量取引に関するQ&A

- 
- Q 1 「口座名義人（法人代表者）」の変更方法
 - Q 2 「連絡先」の変更方法
 - Q 3 「ユーザID」を紛失した場合の対応方法（システム）
 - Q 4 「義務履行状況照会画面」の見方（システム）
 - Q 5 クレジットの「取引価格」
 - Q 6 クレジットの「有効期限」
 - Q 7 超過削減量の発行とバンキング
 - Q 8 超過削減量の発行量の上限

2. 排出量取引に関する事例等

- 事例 1 取引関連で毎年行うこと
- 事例 2 クレジットの調達が必要な場合の対応方法
- 事例 3 クレジット調達に伴う一連の流れ
- 事例 4 テナントにクレジットを分配する方法
- 事例 5 創出したクレジットを口座に発行
- 事例 6 連絡先の変更をメールで行う場合の連絡内容
- 事例 7 口座管理者の登録と変更
- 事例 8 事業所の指定地球温暖化対策事業者の変更
- 事例 9 排出量取引の情報は東京都環境局のHPから

3. 申請書のよくある間違い

- 
- 申請書事例1 「申請書の押印」と「印鑑証明書」の一致
 - 申請書事例2 「重複記載」不要
 - 申請書事例3 申請書提出のタイミングで「連絡先変更」

1. 排出量取引に関するQ&A



- Q 1 「口座名義人（法人代表者）」の変更方法
- Q 2 「連絡先」の変更方法
- Q 3 「ユーザID」を紛失した場合の対応方法（システム）
- Q 4 「義務履行状況照会画面」の見方（システム）
- Q 5 クレジットの「取引価格」
- Q 6 クレジットの「有効期限」
- Q 7 超過削減量の発行とバンキング
- Q 8 超過削減量の発行量の上限

2. 排出量取引に関する事例等

- 事例 1 取引関連で毎年行うこと
- 事例 2 クレジットの調達が必要な場合の対応方法
- 事例 3 クレジット調達に伴う一連の流れ
- 事例 4 テナントにクレジットを分配する方法
- 事例 5 創出したクレジットを口座に発行
- 事例 6 連絡先の変更をメールで行う場合の連絡内容
- 事例 7 口座管理者の登録と変更
- 事例 8 事業所の指定地球温暖化対策事業者の変更
- 事例 9 排出量取引の情報は東京都環境局のHPから

3. 申請書のよくある間違い

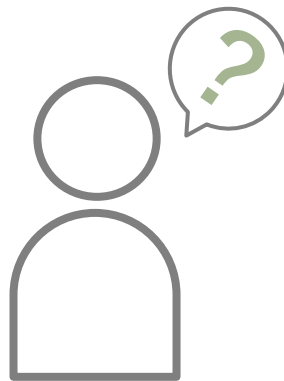
- 申請書事例1 「申請書の押印」と「印鑑証明書」の一致
- 申請書事例2 「重複記載」不要
- 申請書事例3 申請書提出のタイミングで「連絡先変更」



Q 1

「口座名義人（法人代表者）」の変更方法

「指定地球温暖化対策事業者」ですが、
「口座名義人」の変更方法がわかりません。



A 1

「口座名義人（法人代表者）」の変更方法

● 指定地球温暖化対策事業者の場合

原則として「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」による届出が必要

- ⇒ 事業所の法人代表者変更
- ⇒ 指定管理口座の口座名義人変更
- ⇒ 一般管理口座の口座名義人変更

1つの届出書で
すべての登録情報を変更

● 指定地球温暖化対策事業者以外の場合

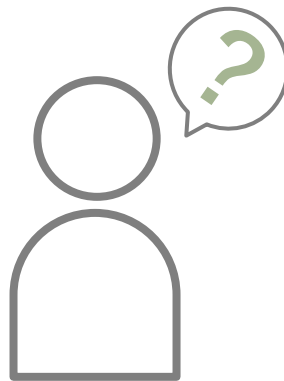
「口座名義人等氏名等変更届出書」による届出が必要

- ⇒ 一般管理口座の口座名義人変更

Q 2

「連絡先」の変更方法

「口座連絡先」の変更方法がわかりません。



A 2

「連絡先」の変更方法

- 口座に登録された連絡先 8 項目
- 変更項目によって届出方法が異なる

「会社名」が変更する場合

原則として「口座名義人等氏名等変更届出書」による届出が必要

※ 他の書類による代替も可能な場合がある

口座に登録された 連絡先 8 項目

- ①会社名
- ②郵便番号
- ③住所
- ④所属名
- ⑤担当者名
- ⑥電話番号
- ⑦FAX番号
- ⑧メールアドレス

「会社名」に変更がない場合（担当者、電話番号などの変更）

変更がある旨と以下の内容を「メール」にて相談窓口へ連絡

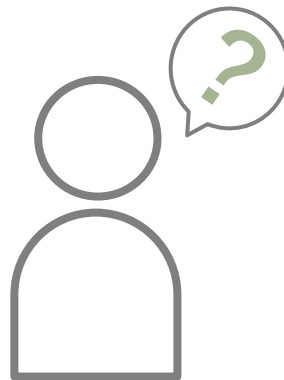
- ・ 変更対象の口座番号
- ・ 変更前後の内容

（郵便番号、住所、所属名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）

Q 3

「ユーザID」を紛失した場合の対応方法
(システム)

口座名義人用の「ID」と「パスワード」
を紛失した場合、どうしたらよいですか。



「ユーザID」を紛失した場合の対応方法 (システム)

● ユーザIDの種類によって対応方法が異なる

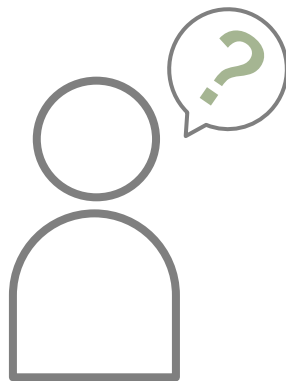
ユーザIDの種類	できること	紛失した場合の対応方法	通知方法
口座名義人用 ① 指定管理口座 の 口座名義人用ユーザID (口座簿利用者番号)	・口座情報の参照 ・義務履行状況の参照		通知書 (郵送)
	・口座情報の参照 ・見積受付登録事業者照会 ・クレジット振替の移転 実行他	<u>「口座簿利用者番号等通知 申請書」を東京都へ提出</u>	通知書 (郵送)
連絡先担当者用 ③ 指定管理口座 の 連絡先担当者用ユーザID	・メッセージ交換機能の 利用	<u>「メール」で東京都へ連絡</u> 件名:	メール ☒
④ 一般管理口座 の 連絡先担当者用ユーザID	・メッセージ交換機能の 利用	「パスワード再発行希望」 【③の場合】の連絡内容	メール ☒
⑤事業所の 連絡先担当者用ユーザID	・メッセージ交換機能の 利用 ・計画書ダウンロード 機能 ・計画書のオンライン 提出機能	・指定管理口座番号 ・事業所名 ・連絡先担当者の名前 ・メールアドレス ・ユーザーID (分かる場合)	メール ☒

Q 4

「義務履行状況照会画面」の見方(システム)

削減義務を履行できない見込みです。

クレジットの調達が必要な量はどこで確認することができますか？



A 4

「義務履行状況照会画面」の見方(システム)

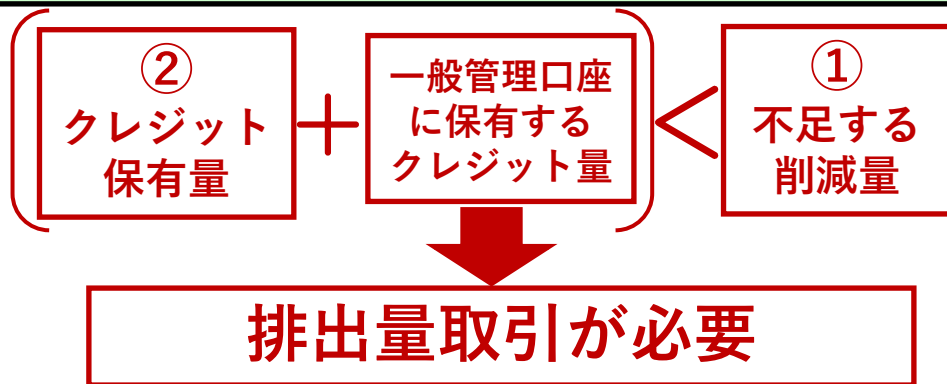
● 不足する削減量を確認

「不足する削減量」が①に表示
(最新の年度の排出量を推移させた量)

● バンキング量を確認

現在「保有するクレジット量」が②※に表示
※一般管理口座がある場合は、一般管理口座に保有するクレジット量も確認

● 排出量取引をする必要があるかを確認



● クレジット調達量の確認

クレジット調達量(推定量)
800t

①不足する削減量
1,300t

②保有するクレジット量
500t 10

義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO₂

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベル事業所の認定区分							
医療施設緩和措置							
決定及び予定の量							
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
排出上限量							37,500
削減義務量							12,500
実績							
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800	7,500			31,300
排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500			8,700
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
超過削減量発行可能量	0	0	0	0			

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	7,500	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	1,300	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量	0	t-CO ₂

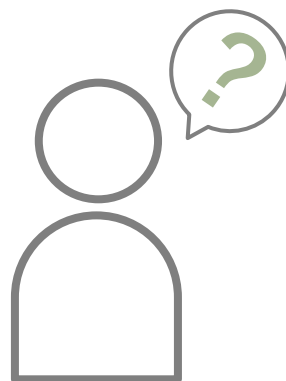
クレジット保有状況

第1期クレジット		t-CO ₂
第2期クレジット	500	t-CO ₂
第3期クレジット		t-CO ₂

Q 5

クレジットの「取引価格」

「取引価格」はどうやって決めれば
いいのでしょうか？



A 5

クレジットの「取引価格」

- 当事者同士の交渉・合意により決定
- 参考情報として東京都環境局のHPで査定価格等を公表

● 査定価格

ヒアリング調査により収集された情報をもとに
推定された価格

< 参考 >

- ・ 2025年3月時点
- ・ 取引ロット：500t-CO₂以上5,000t-CO₂未満（相当）

クレジット	査定価格帯	(参考) 2024年9月時点の査定価格帯
超過削減量 (第2計画期間発行分)	200～1,000円/ t -CO ₂	200～1,000円/ t -CO ₂
再エネクレジット	4,100～8,200円/ t -CO ₂	4,100～8,200円/ t -CO ₂

※再エネクレジットの査定価格は、グリーン電力証書の参考価格等から推計

Q 6

クレジットの「有効期限」

クレジットを少し多めに購入し、第4計画期間にも利用することはできますか？



A 6

クレジットの「有効期限」

- 有効期限はクレジットが創出された年度の属する計画期間の翌計画期間の義務履行期限まで
- 見積依頼時に第4計画期間まで利用可能なクレジットを指定し、クレジットを購入することも可能



Q 7

超過削減量の発行とバンキング

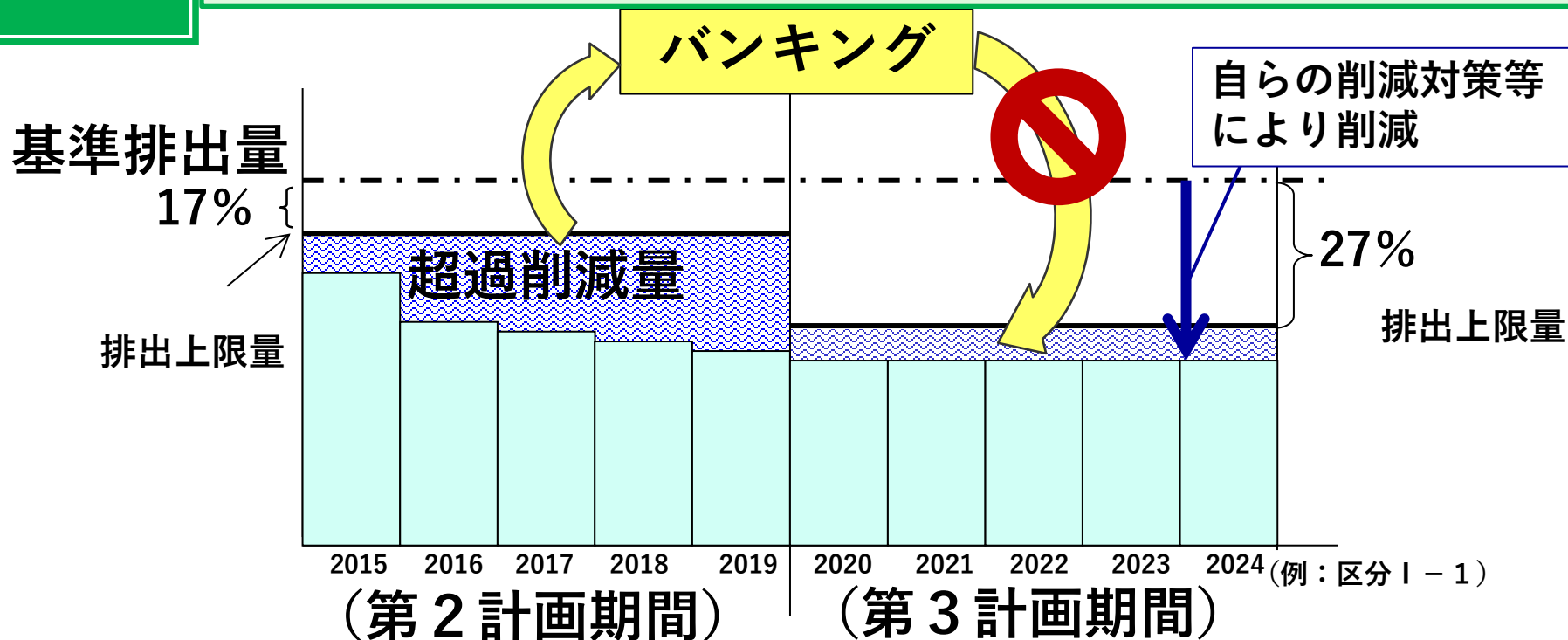
バンキングしている超過削減量を今期の削減量として充当し、第4計画期間にバンキングできる量を増やすことはできますか？

※バンキング：発行した超過削減量等を翌計画期間に持ち越すこと（手続き不要）



A 7

超過削減量の発行とバンキング



● 第3計画期間において自らの削減により義務履行できる場合

バンキングしてある第2計画期間の超過削減量を第3計画期間の削減量に**充当**することはできない。

● 「バンキング」とは

削減計画期間中に削減対策を実施し創出した超過削減量やオフセットクレジット等を発行したものの、当該削減計画期間の義務履行に利用しなかった**クレジット等を、翌削減計画期間に持ち越すこと**。バンキングの手続きは不要。

Q 8

超過削減量の発行量の上限

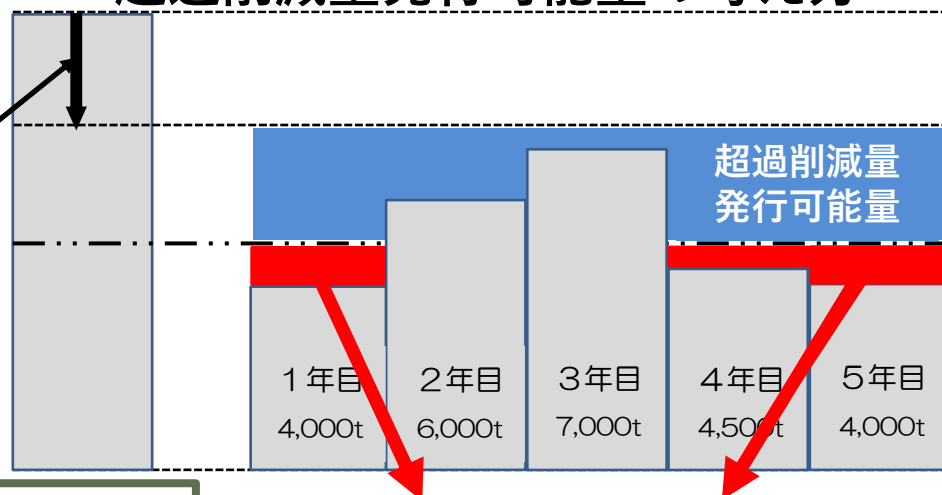
非常に多く削減できたのに、超過削減量の発行量が計算した値より少ないのですが、なぜでしょうか？



基準排出量の2分の1を超えない範囲の削減量から、各年度の削減義務量（基準排出量に削減義務率を乗じた値）を減じた量

基準排出量の2分の1を超える削減を達成されている年度は、2分の1を超えた分の削減量については超過削減量として発行できない

削減義務量2,700 t
(削減義務量を削減計画期間の各年度に按分した量)



基準排出量の
1 / 2 ライン
(5,000 t)

基準排出量
10,000 t

※発行可能量にならない



1. 排出量取引に関するQ&A

- Q 1 「口座名義人（法人代表者）」の変更方法
- Q 2 「連絡先」の変更方法
- Q 3 「ユーザID」を紛失した場合の対応方法（システム）
- Q 4 「義務履行状況照会画面」の見方（システム）
- Q 5 クレジットの「取引価格」
- Q 6 クレジットの「有効期限」
- Q 7 超過削減量の発行とバンキング
- Q 8 超過削減量の発行量の上限

2. 排出量取引に関する事例等

- 事例 1 取引関連で毎年行うこと
- 事例 2 クレジットの調達が必要な場合の対応方法
- 事例 3 クレジット調達に伴う一連の流れ
- 事例 4 テナントにクレジットを分配する方法
- 事例 5 創出したクレジットを口座に発行
- 事例 6 連絡先の変更をメールで行う場合の連絡内容
- 事例 7 口座管理者の登録と変更
- 事例 8 事業所の指定地球温暖化対策事業者の変更
- 事例 9 排出量取引の情報は東京都環境局のHPから

3. 申請書のよくある間違い

- 申請書事例1 「申請書の押印」と「印鑑証明書」の一致
- 申請書事例2 「重複記載」不要
- 申請書事例3 申請書提出のタイミングで「連絡先変更」



取引関連で毎年行うこと

● 開設している口座の管理

- 削減量口座簿（システム）上に開設している口座にログインできるか確認
- 登録している口座名義人及び連絡先は最新の情報であるか確認
⇒ ログインできない場合や登録情報に変更がある場合は、手続実施

● 事業所の義務履行状況等を把握

義務履行期限（2026年9月30日）に向けて、指定管理口座の義務履行状況照会で、事業所の特定温室効果ガスの排出状況等を把握

- 超過削減量の発行可能量が表示⇒活用方法検討
- 削減義務量に不足する削減量が表示⇒調達方法検討
⇒省エネ対策の検討

事例 1-2

取引関連で毎年行うこと (①口座の管理 (ログイン・口座情報確認))

ログインの確認

総量削減義務と排出量取引システム

ログイン

本システムの動作を確認できているブラウザは、Edgeです。
ユーザIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押して

口座簿利用者番号 (ユーザーID)	
暗証番号 (パスワード)	

ログイン

口座名義人用

- 口座簿利用者番号 (ユーザーID)
 - 暗証番号 (パスワード) を入力
- システムにログインできるか確認

✗ ログインできない場合
「口座簿利用者番号等通知申請書」
を提出し、「口座簿利用者番号 (ユ
ーザーID) 等」の再通知

口座情報照会画面の確認

口座名義人の情報は最新か確認

✗ 最新の情報となっていない場合
「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出
書」等を提出し、最新情報に変更 (詳細はス
ライド4 参照)

連絡先の情報は最新か確認

✗ 最新の情報となっていない場合
変更手続き (詳細はスライド6 参照)

■ 口座名義人情報

「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公開されます。
5件の口座名義人情報が検索されました。

順番	口座 管理者	法人名称	公表	代表者名 (個人氏名)	公表	所在地 (住所)	ユーザ ID
1	○	事業者法人名称1	公表	代表者名1	公表	事業者所在地1	公表
2		事業者法人名称2	公表	代表者名2	-	事業者所在地2	公表
3		事業者法人名称3	公表	代表者名3	-	事業者所在地3	公表
4		事業者法人名称4	公表	代表者名4	-	事業者所在地4	公表
5		事業者法人名称5	公表	代表者名5	-	事業者所在地5	公表

□ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の情報

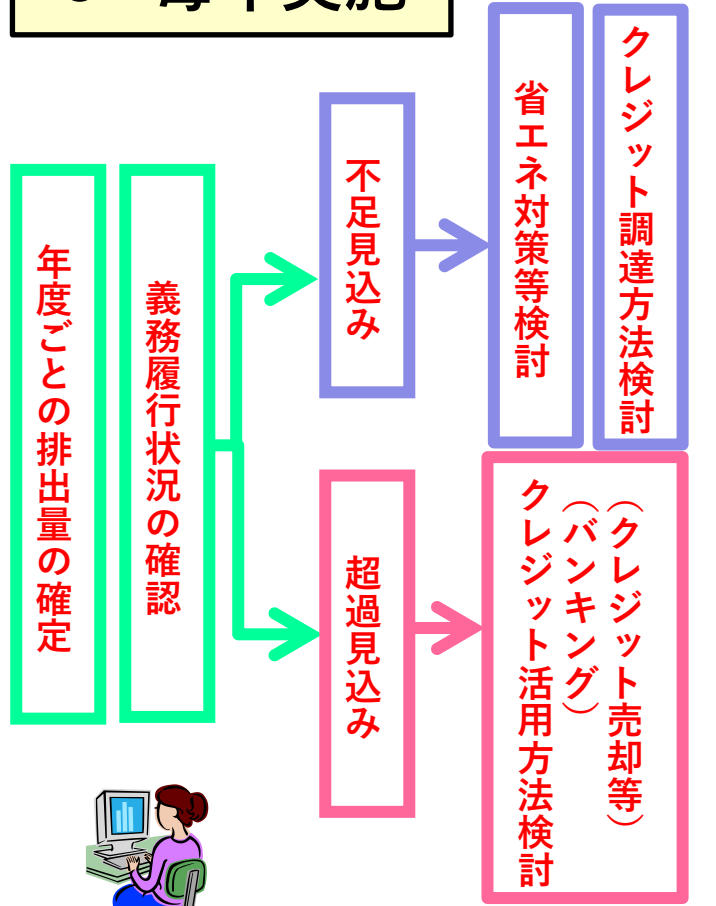
「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公表されます。

会社名 (個人氏名)	操作マニュアル連絡先会社名	公表
郵便番号	操作マニュアル連絡先郵便番号	
住所	操作マニュアル連絡先住所	
所属名	操作マニュアル連絡先所属名	公表
担当者名	操作マニュアル連絡先担当者名	
電話番号	00-1111-1111	公表
FAX番号	00-2222-2222	公表
メールアドレス	torihiki@ml.metro.tokyo.jp	公表

事例
1-3

取引関連で毎年行うこと (②義務履行状況等の確認)

● 毎年実施

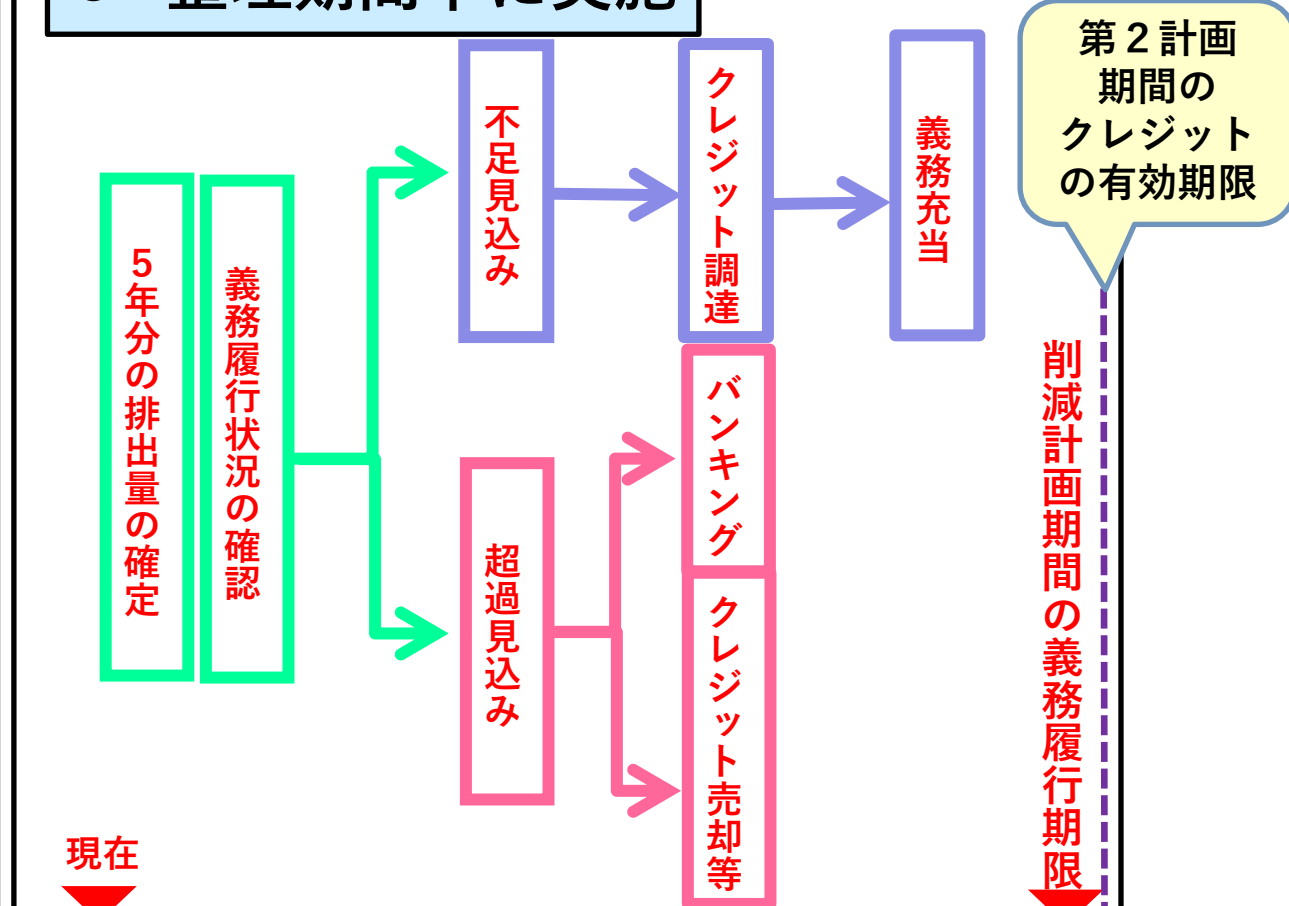


2020年度～2024年度

第3計画期間



● 整理期間中に実施



現在

2025年度～2026年度

9月

第3計画期間の整理期間

第4計画期間

削減計画期間の義務履行期限

事例 1-4

取引関連で毎年行うこと (③義務履行状況等の確認)

● 整理期間（削減超過の場合）

□ 義務履行状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務 期間合計
適用区分	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分	I-1	I-1	I-1	I-1	I-1		
トップレベル事業所の認定区分							
医療施設緩和措置							
決定及び 予定の 量							
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
削減義務率	27%	27%	27%	27%	27%		
排出上限量							36,500
削減義務量							13,500
実績							
特定温室効果ガス排出量	7,000	6,900	7,200	7,050	6,800		34,950
排出削減量	3,000						15,050
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
超過削減量発行可能量	300	700	800	1,050	1,550		

超過削減量発行可能量の
累計値を表示

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	1,550	t-CO ₂

確定値を表示

※削減計画期間全体の排出量等の確定前は、最新年度の値（確定値）を推移させた**推計値**を表示

● 整理期間（削減不足の場合）

□ 義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO₂

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務 期間合計
適用区分	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベル事業所の認定区分							
医療施設緩和措置							
決定及び 予定の 量							
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
排出上限量							37,500
削減義務量							12,500
実績							
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800	7,500	7,300		38,600
排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
超過削減量発行可能量	0	0	0	0	0		

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	1,100	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	0	t-CO ₂

確定値を表示

※削減計画期間全体の排出量等の確定前は、最新年度の値（確定値）を推移させた**推計値**を表示

事例
2-1

クレジットの調達が必要な場合の対応方法

- ① 同一法人の事業所間での取引
- ② 別法人間での取引
- ③ 自らオフセットクレジットを創出

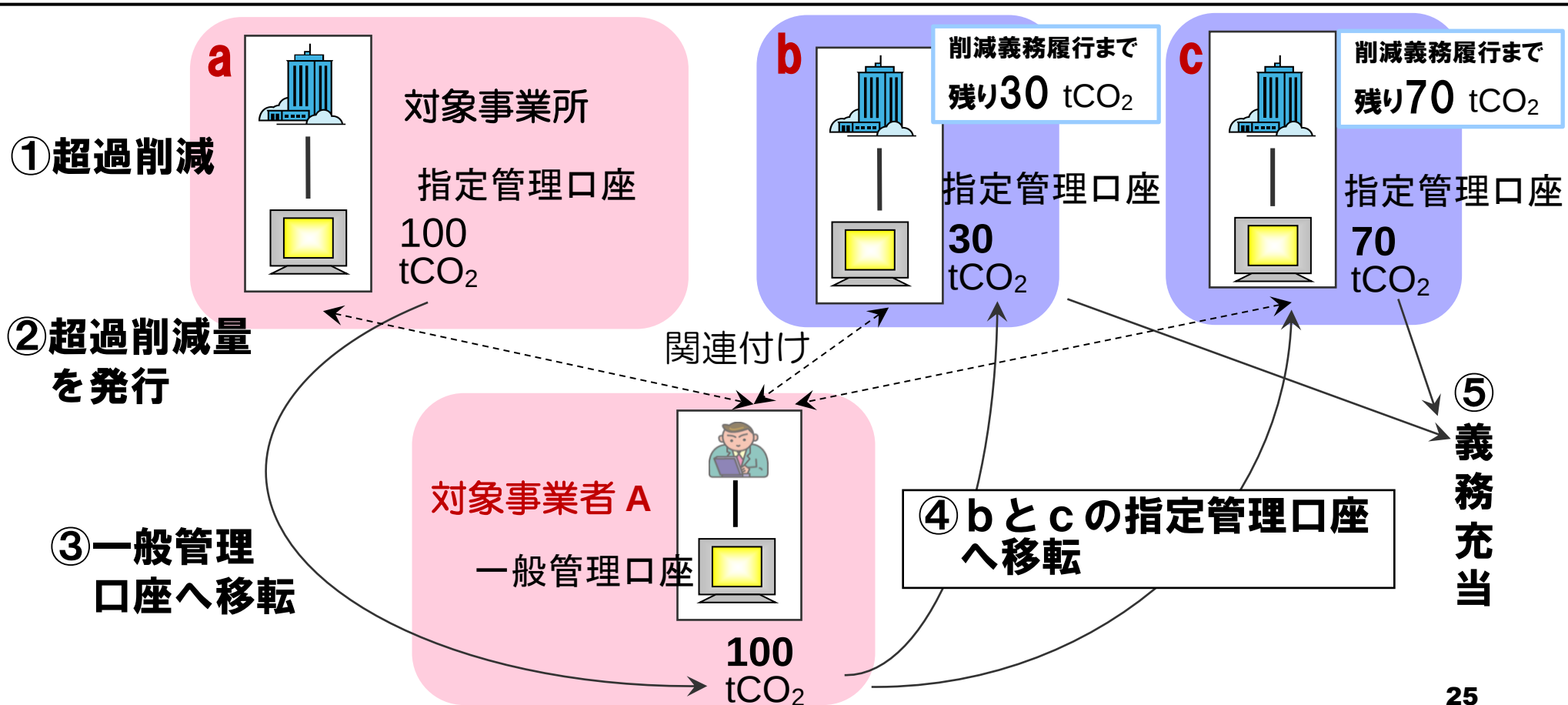
事例 2-2

クレジットの調達が必要な場合の対応方法 ①同一法人の事業所間での取引

(例) 対象事業者Aは、対象事業所a、b、cの3つの事業所の義務者

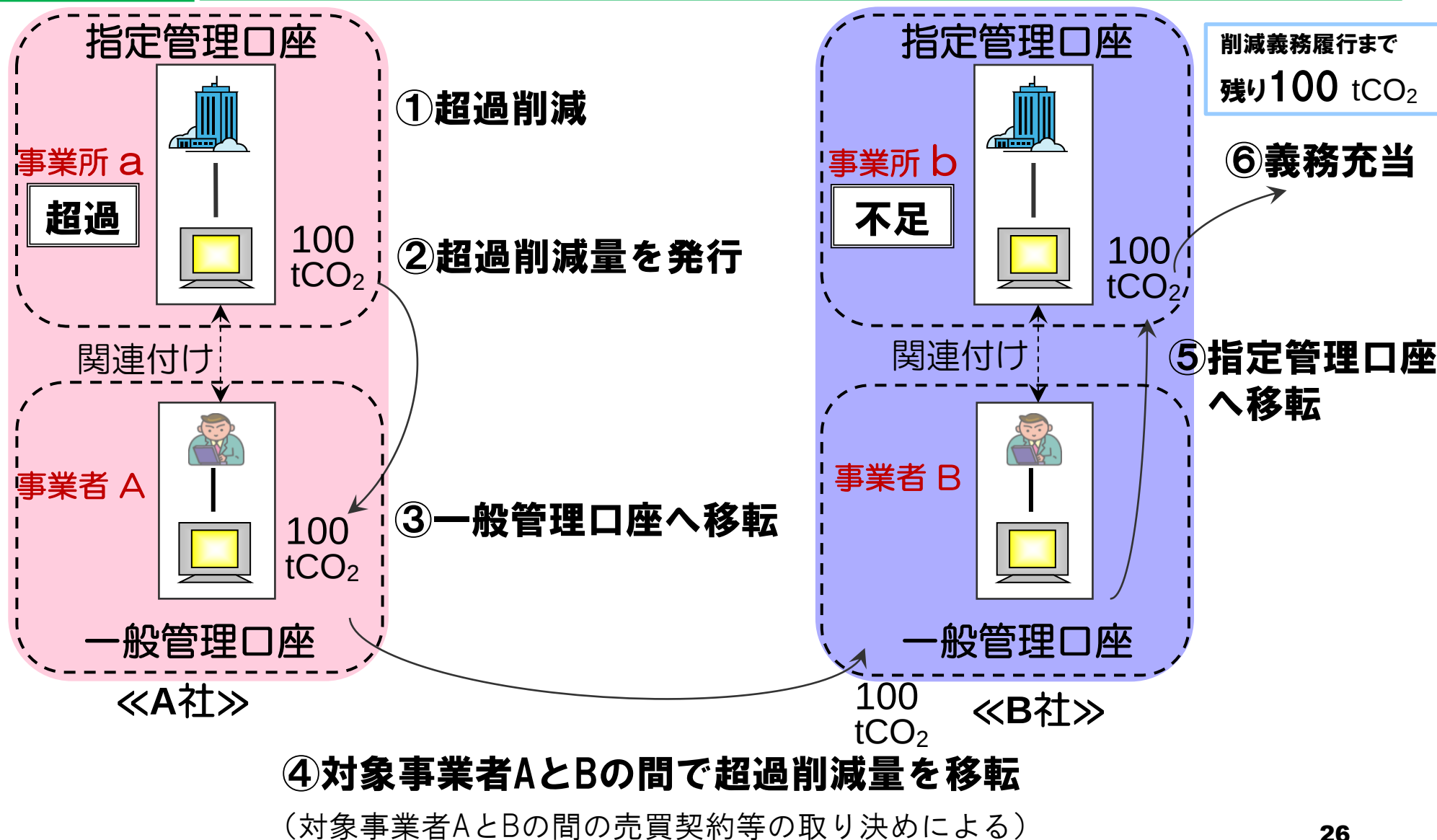
事業所a: 削減義務**履行**

事業所b、c: クレジットの調達が必要(**削減義務未履行**)



事例 2-3

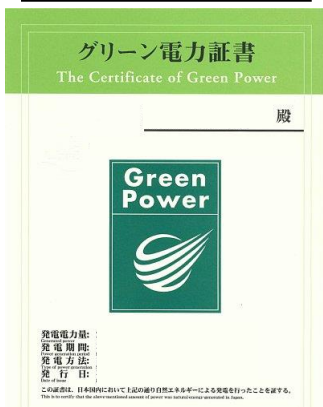
クレジットの調達が必要な場合の対応方法 ②別法人間での取引



事例 2-4

クレジットの調達が必要な場合の対応方法 ③自らオフセットクレジットを創出 (再エネクレジット)

①
グリーン
電力証書
購入



[グリーン電力証書の例]

②
東京都に申請書提出
・ 電力等の認証申請
・ クレジット発行申請

電力等の
認証申請

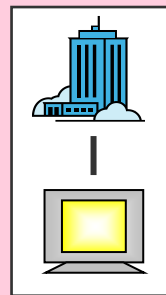
〇〇kWh

クレジット
発行申請

〇〇 t -CO₂

指定管理口座

対象
事業所

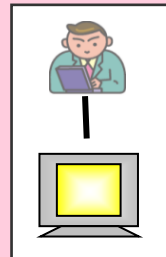


100
tCO₂

関連付け

対象
事業者

100
tCO₂



一般管理口座

削減義務履行まで
残り100 tCO₂

⑤義務充当
(申請不要)

④指定管理口座
へ移転
(要申請)

再エネクレジットは、対象事業所の所有者の
一般管理口座に直接発行される

③再エネクレジット発行

事例 3

クレジット調達に伴う一連の流れ

- ① 不足する削減量を確認する
- ② 売り手を探す
- ③ 契約を交わす
- ④ 移転（振替）申請書を提出する
- ⑤ 「移転実行」操作を行う
- ⑥ 契約履行後の処理（お金の支払い等）
- ⑦ 移転（振替）申請書を提出する（義務充当のため）

「申請書の提出」と「移転実行の操作」が必要。

義務履行のためには、一般管理口座から指定管理口座へクレジットの移転を行う「申請書の提出」が必要
（クレジットを調達しただけでは義務履行できていません。）

移転元（売り手）が実施

- ④東京都への移転（振替）申請書の提出
- ⑤システムでの「移転実行」操作

移転元（売り手）

移転先（買い手）が実施

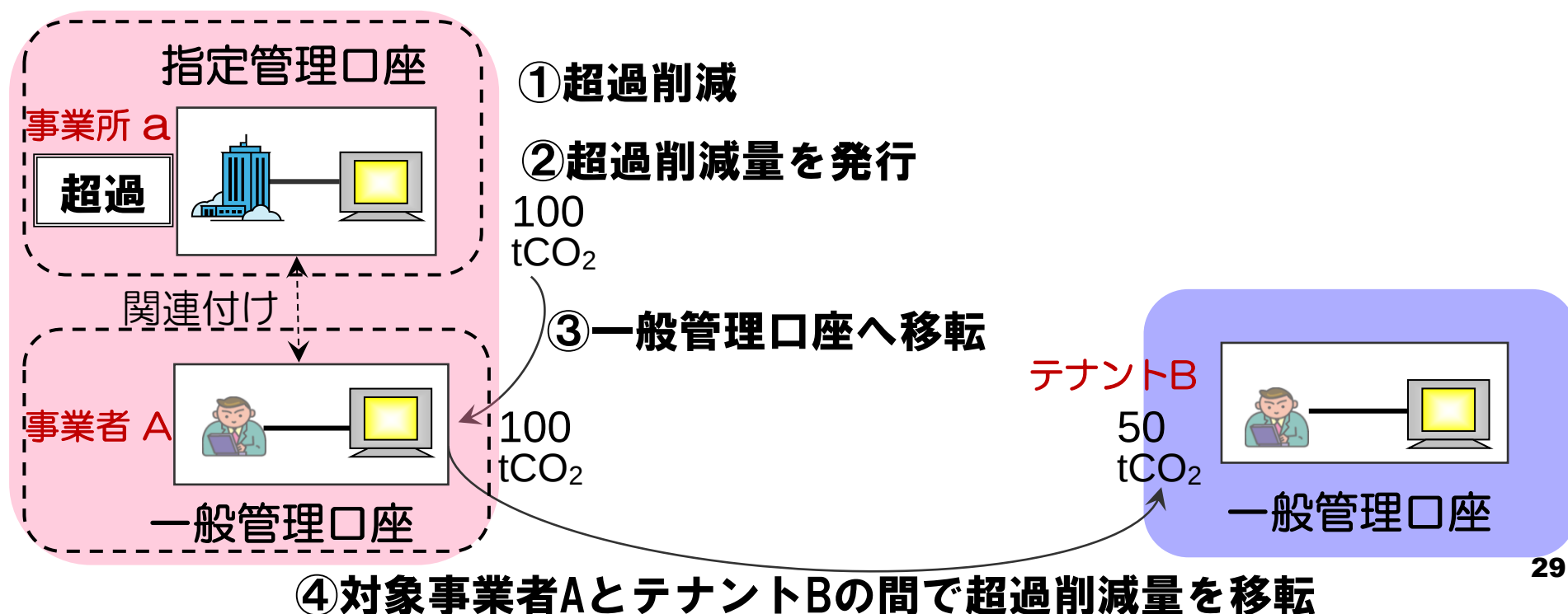
- ⑦義務履行に関する東京都への移転（振替）申請書の提出
（①②③⑥の他に⑦が必要）

移転先（買い手）

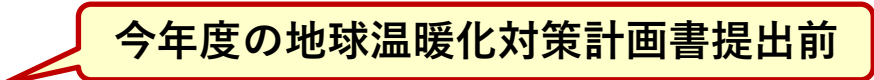
事例 4

テナントにクレジットを分配する方法

- テナントBは指定地球温暖化対策事業者ではないため、一般管理口座と指定管理口座を関連付けできない
- テナントBの一般管理口座にクレジットを移転するためには、事業者Aの一般管理口座を介して移転



創出したクレジットを口座に発行 (①発行手続き)

- クレジットとして利用するためには「発行」の手続きが必要
- 超過削減量は、削減計画期間全体の排出量等の確定前にクレジットを移転する場合は「発行」の手続きが必要
(削減計画期間5年間の排出量が確定した後は自動で発行される)
今年度の地球温暖化対策計画書提出前
- オフセットクレジットについては、認証に関する手続きと共に「発行」の手続きが必要
- 超過削減量の発行先は「指定管理口座」
- オフセットクレジットの発行先は「一般管理口座」

事例 5-2

創出したクレジットを口座に発行 (②超過削減量・再エネクレジット)

超過削減量創出

地球温暖化対策計画書
提出・確定

※
振替可能削減量等発行等申請書
提出・確定

指定管理口座に発行
残高照会を確認

※削減計画期間全体の排出量等の確定前の任意のタイミングで発行
⇒申請必要

※削減計画期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階
(義務履行状況が確定した段階)で知事が職権で発行⇒申請不要



指定管理口座情報照会	
>>	口座情報照会
>>	義務履行状況照会
>>	残高照会
>>	取引履歴照会

再エネクレジット（その他削減量）創出

その他削減量に係る
電力量等の認証申請書
提出・確定

※
振替可能削減量等発行等申請書
提出・確定

一般管理口座に発行
残高照会を確認

※認証申請だけではクレジットが発行されない⇒申請必要
(認証申請と発行申請は同時に提出)



一般管理口座情報照会	
>>	口座情報照会
>>	残高照会
>>	取引等履歴照会・移転実行

事例 5-3

創出したクレジットを口座に発行 (③再エネクレジット (その他削減量))

第4計画期間の改正事項

- 再エネクレジットの量の算定に使用する「換算係数」の変更

再エネクレジットの量の算定方法

認証電力(熱)量 × 換算係数 × 1.0 倍換算

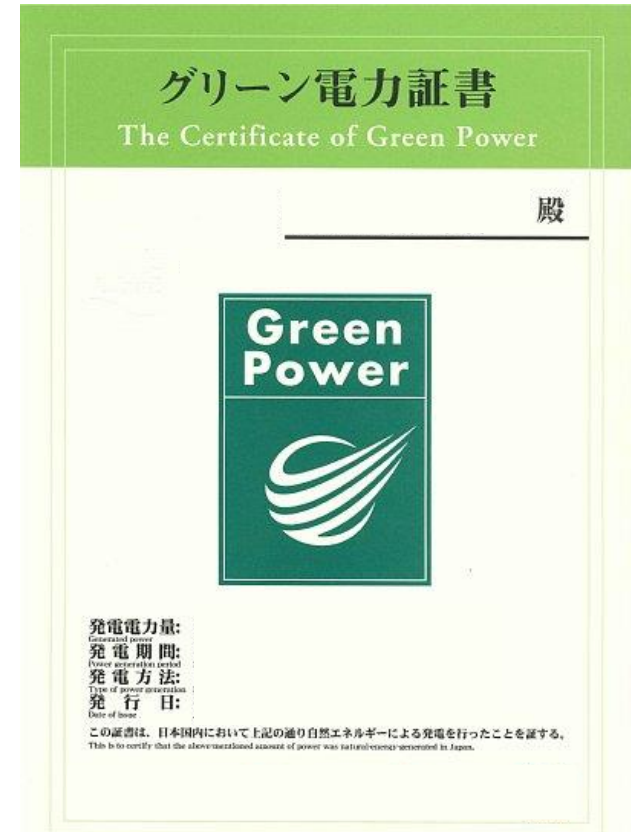
- ・発電期間の末日が第3計画期間までのもの
→ 2025年度発行分まで旧係数を適用
※旧係数を適用する申請の期日:2026年1月末
※上記申請期日経過後の申請は、新係数を適用
- ・発電期間の末日が第4計画期間以降のもの
→ 2025年度発行分から新係数を適用

【旧係数】

固定係数(電気:0.489 tCO₂/千kWh 熱:0.060 tCO₂/千kWh)

【新係数】

クレジットの発行申請年度に使用するものとして東京都が公表する排出係数(都内平均値)



[グリーン電力証書の例]

※利用の検討にあたっては、事前に相談窓口まで御相談・御連絡ください。

連絡先の変更をメールで行う場合の連絡内容

● 対象口座番号

一般管理口座：130-110-●●●●-0

①会社名は商号変更の場合のみ
メールで連絡可能

①会社名 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△

②郵便番号 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△

③住所 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△

④所属名 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△

⑤担当者名 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△

⑥電話番号 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△

⑦FAX番号 : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△

⑧メールアドレス : (変更前) ○○○○ → (変更後) △△△△

指定管理口座情報照会

» 口座情報照会

➤ 義務履行状況照会

» 残高照会

» 取引履歴照会

☐ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の情報

「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公表されます。

会社名（個人氏名）	操作マニュアル連絡先会社名	公表
郵便番号	操作マニュアル連絡先郵便番号	
住所	操作マニュアル連絡先住所	
所属名	操作マニュアル連絡先所属名	公表
担当者名	操作マニュアル連絡先担当者名	
電話番号	00-1111-1111	公表
FAX番号	00-2222-2222	公表
メールアドレス	torihiki@ml.metro.tokyo.jp	公表

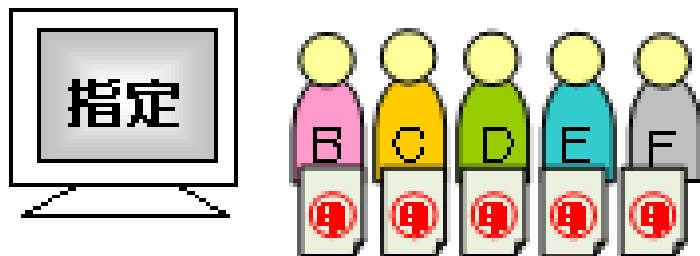
- 口座の連絡先は①～⑧まで登録
- メールでの連絡により最新情報に変更

事例
7-1

口座管理者の登録と変更 (①登録)

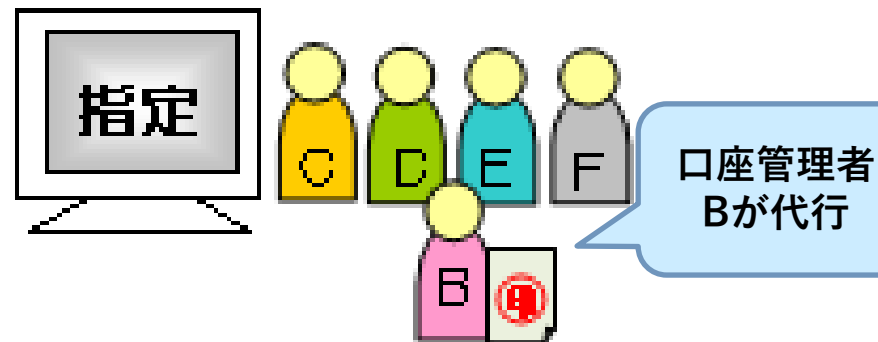
- 口座管理者は単独で指定管理口座に係る申請手続きを代表して行うことが可能
- 口座管理者の登録はすべての口座名義人の連名で申請

口座管理者を登録しない場合
の申請手続き



すべての口座名義人連名での
申請手続きが必要

口座管理者を登録した場合
の申請手続き

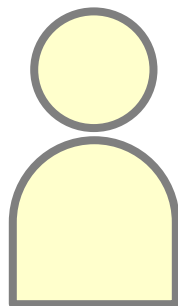


口座管理者は単独で
申請手続きを代行可能

口座管理者の登録と変更 (②変更)

- 口座管理者をこれまでと別の法人、個人に変更する場合は申請書の提出が必要
- 新たな口座管理者の登録として扱うため、口座管理者の「抹消申請」と「登録申請」が必要

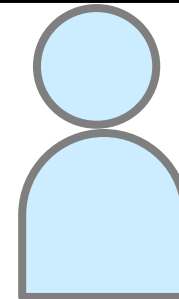
これまでの口座管理者の登録を
「抹消」するための申請



口座管理者B



新たな口座管理者を
「登録」するための申請



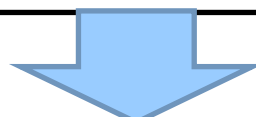
口座管理者C

事例
8-1

事業所の指定地球温暖化対策事業者の変更 (①指定管理口座)

● 事業所の変更手続

事業所の指定地球温暖化対策事業者に関する変更内容を東京都へ届出
(「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」又は「所有事業者等届出書」の提出)



● 指定管理口座（事業所の変更手続により変更）

- 事業所の指定地球温暖化対策事業者が変更され、事業所で開設している「指定管理口座の名義人」が自動で変更
- 新たに登録された名義人用に、当該口座のログインに使用するユーザーID（口座簿利用者番号）等が自動で発行
(「指定管理口座に登録された連絡先」に通知（通知書面の郵送）)

事例
8-2

事業所の指定地球温暖化対策事業者の変更 (②一般管理口座)

- 一般管理口座（事業所の変更手続とは異なる）
- 一般管理口座の開設をした名義人が引き続き使用することが可能
（事業所の指定地球温暖化対策事業者の変更に伴う登録情報等の変更はない）
- 関連付けは自動で解除されないため、旧事業者の方は、関連付けの解除手続が必要。
- 新事業者の方で、すでに一般管理口座を保有している場合は、関連付け申請が必要。 一般管理口座の開設をしていない場合は、開設時に関連付けをすることも可能。

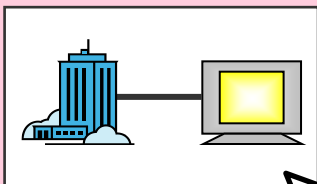
事例 8-3

事業所の指定地球温暖化対策事業者の変更 (③事業者変更と口座の手続き)

< 手続前 >

指定管理口座

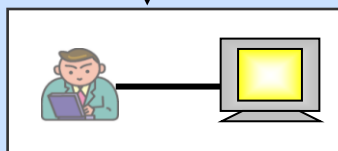
事業所 a



A社による
関連付け解除

関連付け

事業者 A



一般管理口座

< 口座名義人 >

- ・ 事業者A
- ・ 事業者B

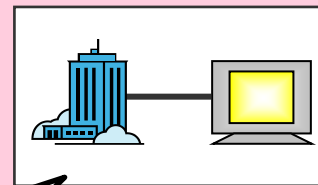
事業者変更の届出

ID等
通知書
(C社用)

< 手続後 >

指定管理口座

事業所 a



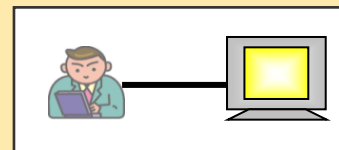
< 口座名義人 >

- ・ 事業者C
- ・ 事業者B

関連付け

C社による
関連付け

事業者 C



一般管理口座

事例 9-1

排出量取引の情報は東京都環境局のHPから (①制度全般)

大気環境 | 騒音・振動・悪臭 | 化学物質・土壌汚染 | 水環境の保全 | 高圧ガス・火薬類・電気工事の保安 | 環境アセスメント

環境局トップページ / 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策

大規模事業所における対策

総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)

大規模事業所における対策

制度概要	+
排出量取引	+
総量削減義務と排出量取引システムについて	
クレジット等の創出	+
クレジットの無効化	

- 口座開設者の情報
(指定管理口座一覧・一般管理口座一覧)
- 排出量取引の実績等の情報
- クレジットの無効化実績

提出書類に関する情報
(スライド41でも紹介)

< 大規模事業所における対策 >

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/



各リンクのご案内

総量削減義務と排出量取引制度

制度全般について(事業者・一般向け)

制度概要	第四計画期間の削減義務率等について 第三計画期間の削減義務率等について 第二計画期間の削減義務率等について 地球温暖化対策計画書制度(前制度)について 制度動画と資料 (制度概要パンフレット対象となる事業所)
排出量取引	排出量取引 総量削減義務と排出量取引システム
クレジットの創出	都内中小クレジット(ガイドライン等、提出書類、申請書、質問回答集) 増玉連携クレジット
クレジットの無効化	クレジットの無効化(ガイドライン、提出書類等) 「東京ゼロカーボン4デイズ in 2020」の実現と「東京2020大会カーボンオフセット」へのご協力(申請は締め切りました。)
テナント等事業者	テナント等事業者の制度概要
トップレベル事業所	認定基準、資料・ツール類、認定実績
検証機関について (事業者の方向け)	登録済の検証機関 評価一覧
制度実績の公表	制度実績各種 東京都★省エネカルテ 特定テナント等事業者の評価・公表
提出書類	提出書類

排出量取引に関する情報
(スライド40でも紹介)

システムログインURL

クレジット無効化に関する情報

事例 9-2

排出量取引の情報は東京都環境局のHPから (②排出量取引)

[環境局トップ](#) > [地球環境・エネルギー](#) > [大規模事業所における対策](#) > 排出量取引

排出量取引

クレジット販売・仲介事業者

クレジットの販売・仲介を行っている事業者の情報です。

※排出量取引セミナー＆マッチングフェア2024でプレゼンテーションを行った事業者の一覧です。

仲介事業者の情報

内容	更新日	
クレジット販売・仲介事業者	2024年11月15日	PDF (PDF: 817KB)

今月の豆知識💡 (コラム)

<排出量取引>

毎月、大規模事業者及び一般市民向けに配信しているメールから、クレジットの管理口座等の新規担当者向け解説など、大規模事業者向け「コラム」を掲載しています。ぜひ御覧ください。

掲載URL



https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/

排出量取引に関する説明資料

排出量取引に関する説明資料

排出量取引制度を分かりやすく説明した排出量取引入門資料及び制度の説明動画等です。社内説明等にぜひ御活用ください。

内容	更新日	
排出量取引入門	2024年10月15日	・資料(PDF) (PDF: 3,776KB) ・動画 (外部サイト) ※「資料(PDF)」と「動画」の内容は同じです。
取引事例とよくある質問	2024年10月15日	・資料(PDF) (PDF: 3,486KB) ・動画 (外部サイト) ※「資料(PDF)」と「動画」の内容は同じです。

動画資料

市場調査による取引価格の査定結果とその論拠の解説

内容	更新日	
取引価格の査定結果について 【令和7年3月】	2025年5月13日	・資料 (PDF) (PDF: 1,658KB)
※過去の資料は こちら		

査定結果
(スライド12でも紹介)

事例 9-3

排出量取引の情報は東京都環境局のHPから (③提出書類)

排出量取引

様式名称 (※詳細はリンク先を参照してください。)	提出期限
一般管理口座開設申請書	特にありません。 ※振替可能削減量の発行又は取得を行うときまでに開設申請を行ってください。一般管理口座開設申請書の受理後、口座開設までに時間を要しますので、余裕を持って開設されることをお勧めします。
口座名義人等氏名等変更届出書	変更が生じた際には、できる限り速やかにお届けください。
口座管理者登録（登録抹消）申請書	特にありません。
口座簿利用者番号等通知申請書	特にありません。
削減量口座簿記録事項証明書交付申請書	特にありません。

<提出書類>

掲載URL

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large scale/documents/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/)



削減量口座簿記録事項証明書の交付
お知らせします。)

口座簿利用者番号等通知申請書

更新日：2024年5月9日

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」といいます。）において、口座名義人又は口座管理者は、総量削減義務と排出量取引システムにログインする際に必要である口座簿利用者番号（ユーザID）又は暗証番号（パスワード）の再度の通知を希望する場合は、その旨を申請し、これらの通知を受けることができますとされています（規則第4条の21の19第1項及び第2項）。

1. 申請者

口座簿利用者番号を保有する、指定管理口座及び一般管理口座の口座名義人又は（この申請は、口座簿利用者番号又は暗証番号を忘れた方がご利用いただけます。ただと、暗証番号を再発行のうえ、口座簿利用者番号と合わせて通知します。）なお、総量削減義務と排出量取引システムの画面では、「口座簿利用者番号」は「暗証番号」は「パスワード」と表記されています。

提出書類
・
添付書類

2. 提出書類・添付資料

提出者	提出書類・添付資料	提出方法（詳細は「4. 提出方法」を参照）	部数
	①口座簿利用者番号等通知申請書（紙（要捺印）） ※1	郵送又は持参	

記入要領

3. 記入要領

口座簿利用者番号等通知申請書 記入要領 [PDF \(PDF : 735KB\)](#)



1. 排出量取引に関するQ&A

- Q 1 「口座名義人（法人代表者）」の変更方法
- Q 2 「連絡先」の変更方法
- Q 3 「ユーザID」の種類とその機能（システム）
- Q 5 「義務履行状況照会画面」の見方（システム）
- Q 6 クレジットの「取引価格」
- Q 7 クレジットの「有効期限」
- Q 8 超過削減量の発行とバンキング
- Q 9 超過削減量の発行量の上限

2. 排出量取引に関する事例等

- 事例 1 取引関連で毎年行うこと
- 事例 2 クレジットの調達が必要な場合の対応方法
- 事例 3 クレジット調達に伴う一連の流れ
- 事例 4 テナントにクレジットを分配する方法
- 事例 5 創出したクレジットを口座に発行
- 事例 6 連絡先の変更をメールで行う場合の連絡内容
- 事例 7 口座管理者の登録と変更
- 事例 8 事業所の指定地球温暖化対策事業者の変更
- 事例 9 排出量取引の情報は東京都環境局のHPから

3. 申請書のよくある間違い

- 申請書事例1 「申請書の押印」と「印鑑証明書」の一致
- 申請書事例2 「重複記載」不要
- 申請書事例3 申請書提出のタイミングで「連絡先変更」



申請書 事例 1

「申請書の押印」と「印鑑証明書」の一致

- 法務局に登録している代表者印（印鑑証明書と同じ印）を押印
- 「申請書の押印」と「印鑑証明書の印」の一致を確認

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

印

法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

振替可能削減振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定番号	管理口座の種類
増加の記録がされる口座情報	口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に限る。）				
	口座名義人の氏名又は名称（一般管理口座に限る。）				
振替の原因となった事由	振替可能削減に係る情報	種類	振替の数量	識別番号	単位当たりの取引金額
	振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	会社名	住所	所属名	担当者名
		FAX番号	Eメールアドレス	備考	

同じ印鑑

印鑑証明書

印

名称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号

代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

申請書

印鑑証明書

「重複記載」不要

- | | | | |
|--|----------------------------------|-------------------|---------|
| 東京 都 知 事 殿 | | 令和 年 月 日 | |
| 住 所 | | 株式会社東 | |
| 氏 名 | | 代表取締役 | |
| 及び主たる事務所の所在地 | | | |
| 振替可能削減量振替申請書 | | | |
| 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。 | | | |
| 減少の記録がとれる口情報 | 口 座 番 号 | 管理口座の種類 | |
| | 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。) | 事業所の名称
事業所の所在地 | |
| 増加の記録がとれる口情報 | 口 座 番 号 | | |
| | 口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。) | 指定番号 | |
| | 口座に係る指定地球温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。) | 事業所の名称 | 事業所の所在地 |
| | | 指定番号 | |
| 振替の原因となった事由 | | | |
| 振替可能削減量に係る情報 | 種 類 | t (二酸化炭素換算) | |
| | 振替の数量 | ~ | |
| | 識別番号 | 01 (二酸化炭素換算) | |
| 1単位当たりの取引金額 | | | |
| 添 付 書 類 | | 別添のとおり | |
| 振 替 可 能 削 減 量 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先 | | 会社名 | |
| | | 住所 | |
| | | 所属名 | |
| | | 担当署名 | |
| | | 電話番号 | |
| | | FAX番号 | |
| | | メールアドレス | |
| | | 備考 | |
| ※受付欄 | | | |

令和 年 月 日

振替可能削減量振替申請書の申請者一覧

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。
 ◎は、前回の届出又は申請以降、氏名等の変更があった場合に選択する。)

振替可能削減量振替申請書の申請対象となる口座	氏名等
口座番号： 事業所の名称：	管理口座の種類： 筆頭申請者の ☐ 氏名等変更あり
 株 式会社東京〇〇 代 表取締役〇〇〇	
住所 氏名	☐ 氏名等変更あり
住所 氏名	☐ 氏名等変更あり
住所 氏名	☐ 氏名等変更あり
住所 氏名	☐ 氏名等変更あり

令和 年 月 日

振替情報一覧

筆 頭 申 請 者 の 種 別		種 別		管 理 口 座 の 種 類	
減 少 記 録 さ れ る 座 別 情 報	口 座	番 号			
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報（指定 管 理 口 座 に 限 る。）	事業所の 名 称			
		事業所の 所 在 地		区	
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報（指定 管 理 口 座 に 限 る。）	指定番号			
増 加 記 録 さ れ る 座 別 情 報	口 座	番 号			管理口座の種類
	口座名義人の氏名又は名称 （一般管理口座に限る。）				
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報（指定 管 理 口 座 に 限 る。）	事業所の 名 称			
		事業所の 所 在 地		区	
		指定番号			
振 替 の 原 因 と な っ た 事 由					
振 替 可 能 削 減 量 に 係 る 情 報		種 類			
		振替の数量	t（二酸化炭素換算）		
		識別番号	～		
1 単 位 当 た り の 取 引 金 額		円/t（二酸化炭素換算）			

筆 頭 申 請 者 の 種 別		種 別		管 理 口 座 の 種 類	
減 少 記 録 さ れ る 座 別 情 報	口 座	番 号			
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報（指定 管 理 口 座 に 限 る。）	事業所の 名 称			
		事業所の 所 在 地		区	
		指定番号			
増 加 記 録 さ れ る 座 別 情 報	口 座	番 号			管理口座の種類
	口座名義人の氏名又は名称 （一般管理口座に限る。）				
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報（指定 管 理 口 座 に 限 る。）	事業所の 名 称			
		事業所の 所 在 地		区	
		指定番号			
振 替 の 原 因 と な っ た 事 由					
振 替 可 能 削 減 量 に 係 る 情 報		種 類			
		振替の数量	t（二酸化炭素換算）		
		識別番号	～		
1 単 位 当 た り の 取 引 金 額		円/t（二酸化炭素換算）			

情報一覽(別紙)

申請書 事例 3

申請書提出のタイミングで「連絡先変更」

- 連絡先は最新情報を記載し、登録情報と異なる場合は、備考で（連絡先変更）「有」を選択
- 変更できるのは申請書に記載した口座のみ

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住所

氏名

法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

振替可能削減振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定番号	管理口座の種類
増加の記録がされる口座情報	口座番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定番号	管理口座の種類

振替の原因となった事由

振替可能削減に係る情報

1単位当たりの取引金額

別添のとおり

振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先

会社名

住所

所属名

担当者名

電話番号

FAX番号

Eメールアドレス

備考

京受付欄

振 替 可 能 削 減 量 の
管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先

会社名		
住所		
所属名		
担当者名		
電話番号		
FAX番号		
Eメールアドレス		
備考	指定管理口座及び一般管理口座	有

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

<総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438 (受付時間：開庁日の9時～17時45分)

Email : **torihiki@ml.metro.tokyo.jp** (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)
ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関係するご質問)